

# 身近な介護保険

～いつか必ず来る日のために～

(資料編)

三井住友海上火災保険株式会社  
MS & AD インターリスク総研株式会社

1. 入院から介護、経過に応じた相談先、使える制度
2. 医療・介護にかかる各種制度表（全量版）

# 1. 入院から介護、経過に応じた相談先、使える制度

## 相談先

診療、入退院 など全般	介護全般	ケアプランの変更など
	地域包括支援センター	担当ケアマネージャー
病院の 地域医療連携室	介護保険について	介護事業者への不満
	市区町村の窓口	施設の相談窓口

## 経過 入院～介護



## 各種 制度

医療費	介護費	その他制度 (税金、交通費など)
高額療養費	公的介護保険 高額介護サービス費	身体障害者手帳 バリアフリー助成金
高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費		etc.

## 2-1. 公的介護保険支給額

給付種類	要介護度	心身の状態（一例）	支給限度基準額
予防給付	要支援1 (改善の可能性が高い状態)	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、要介護状態とならないように身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とし、適切にサービスを利用すれば改善の見込みが高い。	50,320円/月
	要支援2 (改善の可能性が高い状態)	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とし、適切にサービスを利用すれば改善の見込みが高い。	105,310円/月
介護給付	要介護1 (部分的な介護を要する状態)	排泄や食事はほとんど自分ひとりではできるが、身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。	167,650円/月
	要介護2 (軽度の介護を要する状態)	排泄や食事にならんかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがあり、身の回りの世話の全般に何らかの介助を必要とする。 歩行や移動の動作に何らかの支えを必要とする。	197,050円/月
	<b>要介護3 (中度の介護を要する状態)</b>	<b>身の回りの世話や排泄が自分ひとりではできない。移動等の動作や立位確保が自分でできないことがある。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。</b>	<b>270,480円/月</b>
	要介護4 (重度の介護を要する状態)	身の回りの世話や排泄がほとんどできない。移動等の動作や立位保持が自分ひとりではできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下が見られることがある。	309,380円/月
	要介護5 (最重度の介護を要する状態)	排泄や食事がほとんどできない。身の回りの世話や移動等の動作や立位保持がほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下が見られる。	362,170円/月

※上記の状態はあくまでも目安であり、実際の認定とは異なる場合があります。

出典：厚生労働省 介護サービス情報公表システムに基づき MS & AD インターリスク総研にて作成  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/fee.html>

© MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc.

## 2-2. 高額療養費制度上限額①

< 70歳未満の方の上限額（平成30年8月診療分から） >

所得区分	自己負担限度額
年収1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
年収770万円～1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
年収370万円～770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
～年収370万円	57,600円
住民税非課税	35,400円

出典：厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成30年8月診療分から）」に基づき MS & ADインターリスク総研にて作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>

## 2-2. 高額療養費制度上限額②

< 70歳以上の方の上限額（平成30年8月診療分から） >

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
現役並み所得者	年収1,160万円～	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	
	年収770万円～1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	
	年収370万円～770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	
一般	年収156万円～370万円	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円
住民税非課税等	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

出典：厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成30年8月診療分から）」に基づき MS & ADインターリスク総研にて作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>

## 2-3. 高額介護サービス費上限額

(令和3年8月利用分から)

適用区分	ひと月の上限額
①生活保護の被保護者 ②15,000円の減額により①の対象とならない場合 ③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	①個人 15,000円 ②世帯 15,000円 ③世帯 24,600円 個人 15,000円
市町村民税非課税で (公的年金収入金額+合計所得金額)が80万円以下	世帯 24,600円 個人 15,000円
市町村民税非課税で 24,600円の減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600円
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	世帯 44,400円
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	世帯 93,000円
課税所得690万円(年収約1,160万円)	世帯 140,100円

出典：厚生労働省「介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）」に基づいて MS & AD インターリスク総研にて作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

© MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc.

## 2-4. 高額介護合算療養費制度上限額

適用区分	ひと月の自己負担上限額（世帯ごと）	
	70歳以上（※1）	70歳未満
年収約1,160万円	212万円	212万円
年収約770万円～約1,160万円	141万円	141万円
年収約370万円～約770万円	67万円	67万円
～年収約370万円	56万円	56万円
市区町村民税世帯非課税者	31万円	34万円
市区町村民税世帯非課税者 （所得が一定以下）	19万円（※2）	

※1：対象世帯に70歳以上と70歳未満が混在する場合、まず70歳以上の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

※2：介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円となります。

出典：厚生労働省「高額介護合算治療費制度について」に基づき MS & AD インターリスク総研にて作成  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000143276.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000143276.pdf)









**MS&AD**

## **MS&AD Insurance Group**

**MS&ADインターリスク総研株式会社**

リスクコンサルティング本部

関西支店 リスクマネジメントグループ

〒540-8677 大阪府大阪市中央区北浜4-3-1

Tel : 06-6220-2913

<https://www.irric.co.jp>